

## 第953回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 令和4年2月10日(木)午後1時30分
- 2 招集場所 第一会議室
- 3 出席者 伊東教育長, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員, 小川委員 (佐浦委員欠席)
- 4 説明のため出席した者  
布田副教育長, 遠藤副教育長, 安住総務課長, 高橋教育企画室長, 佐々木福利課長,  
時枝教職員課長, 千葉参事兼義務教育課長, 遠藤高校教育課長, 菅井特別支援教育課長,  
熊谷施設整備課長, 鈴木参事兼保健体育安全課長, 武田生涯学習課長, 天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

### 6 第952回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第953回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

伊東教育長 千木良委員及び小川委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配布資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 6 議事

第2号議案 職員の退職手当について

伊東教育長 「7 議事」の第2号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員に諮って) この審議等については, 秘密会とする。  
秘密会とする案件については「9 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議等を行うこととしてよろしいか。  
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

## 9 教育長報告

### (1) 県立高等学校における物損事故に係る和解について

(説明者: 布田副教育長)

県立学校における物損事故に係る和解について御説明申し上げます。資料は, 1ページである。

まず, 事故の概要だが, 令和元年台風第19号による豪雨のため, 角田高等学校敷地の南西側法面が崩落し, 流出した土砂が隣接する相手方所有の倉庫等に損傷を与えたというもので, 人的損害はなかった。

この事故は, 台風という自然災害が原因で発生したものはあるが, 学校敷地内の法面崩落によって相手方に損害を与えたものであり, 本案件と同時に発生し, 既に示談を締結した事案においては, 県が全額賠償していることを踏まえ, 本件についても県が相手方に賠償を行うことが妥当であると判断し, 相手方損害額の全額である567,455円を支払うことで, 和解が成立したものである。

この和解については, 地方自治法第180条第1項の規定により, 本年1月6日に知事による専決処分が行われ, 2月議会において当該専決処分の報告をすることとしている。

今回の事故により, 相手方には長期間にわたり御迷惑をおかけしていたが, 今後は, 同様の事案が発生しないよう, 角田高校敷地内の法面について, 更に安全性を向上させるための対策を講じていきたいと考

えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) ( 質 疑 な し )

## (2) 県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

(説明者：遠藤副教育長)

県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。資料は、2ページから3ページである。

資料2ページを御覧願いたい。令和4年1月30日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、第39回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催された。その中で打ち出された内容を受けての県立学校における対応について御説明申し上げます。

まず、「1 知事の『緊急特別要請』を受けた対応」についてである。今回の本部会議では、従来と大きく特性が異なる変異株による感染急増を抑制しながら、可能な限り社会・経済活動を維持するため、知事から県民・事業者・学校関係者等に対して、2月1日から2月28日までを期間として「緊急特別要請」がなされた。学校に対しては、クラスターが多発している現状と、学びの保障と子育て世帯の就業環境支援の必要性から、それぞれの施設の感染対策の改めての徹底と、部活動の自粛が要請されたところである。

これを受け、県立学校においては、まず学校教育活動全般の対応として、(1)改めて国の衛生管理マニュアルに基づく対策を確認の上、これまでの対策の蓄積や状況の変化も踏まえ、基本的な感染対策を再徹底し、感染予防と学びの保障の両立に取り組むこと、(2)各地域や学校の感染状況に応じて、オンライン授業の活用を含め、時差登校や分散登校などの取組を検討すること、次に、部活動に関する対応として、

(1)期間中原則自粛とすること、ただし、(2)高体連・高文連主催や、その他の公式の全国大会及びそれにつながる大会への参加と、それに向けての練習については、その開催のおおむね1ヶ月前から、必要性を十分に検討した上で、必要最小限の範囲で可とする、との対応をとり、感染の更なる拡大の抑制に取り組んでいる。また、各市町村教育委員会に対しても、同様の取組を依頼している。

資料3ページを御覧願いたい。「2 患者急増に伴う「積極的疫学調査の重点化(保健所の体制の切替え)」への対応」について御説明申し上げます。対策本部会議では、最近の感染拡大による保健所体制のひっ迫を受け、県として積極的疫学調査の対象を同居家族等に重点化し、学校を含む施設管理者等に対して、施設調査や濃厚接触者の選定について協力依頼をすることや、濃厚接触者については原則として検査は行わないことなどが示されたところである。積極的疫学調査をはじめ、保健所の感染制御業務の円滑な実施による地域の感染拡大の抑制に協力するため、県立学校において、保健所の補助として、学校内における濃厚接触者の特定等を行うこととしている。

学校において、こうした業務を円滑に行うことを支援するため、保健福祉部と調整の上、対応要領を作成して、県立学校に配布している。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

千 木 良 委 員

新型コロナウイルス感染症というこれまで経験したことの無い脅威により、行政も大変な状況ということは把握している。その中で、歯科医師会としては、これまで縦割りをやめて連携を進めていくと言っていたにもかかわらず、いざこのような事態になり、弱かった部分が明るみに出たなど感じている。教育が福祉行政等にもう一步踏み込んでおけばよかったと思うところもあったので、この機会に教育、福祉、医療が連携して進めていければと思う。

伊 東 教 育 長

状況が刻々と変わっている中で、かなり頻繁に保健福祉部とも情報共有は行っているが、なお一層努力してまいりたい。

## 10 専決処分報告

### 第382回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：布田副教育長)

第382回宮城県議会議案に対する意見について御説明申し上げます。資料は、1ページから7ページまでである。

資料2ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、1月31日付けで知事から意見を求められたので、まず、議案の内容について御説明申し上げます。

はじめに、予算議案であるが、資料3ページを御覧願いたい。「(1) 令和4年度当初予算」の「1 予算の概要」であるが、令和4年度一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分の予算額は、1,600億7,785万5千円で、令和3年度当初予算と比較すると、16億1,489万1千円の増となっている。

次に、「2 主な事業」については、第2期宮城県教育振興基本計画に基づく基本方向毎にとりまとめている。そのうち、新規・拡充事業を中心に御説明させていただく。まず、「目標1」(1)のヌ「不登校等児童生徒学び支援教室充実事業」については、不登校の児童生徒及び教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒に対する学習支援や社会的自立に向けた支援体制の更なる充実を図るため、各教育事務所に配置する学び支援コーディネーターを5人から6人に、学び支援教室設置校を25校から最大40校程度に、それぞれ拡充する予定である。学び支援教室の事業費は、前年度から345万6千円増額し2,652万3千円となる。次に、「目標2」(1)のハ「学力向上マネジメント支援事業」については、事業対象の市町村数を拡充した上で、「学力向上マネジメントアドバイザー」を各教育事務所に配置するとともに、年2回の標準学力調査やその調査結果に基づく授業改善等を実施することで、児童生徒の学力の実態把握と向上を進めるものである。事業費は、前年度から470万円増額し4,244万5千円となる。

資料4ページを御覧願いたい。ヌ「外国人児童生徒受入拡大対応事業」については、本県において在留外国人の増加が見込まれている現状を踏まえ、外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、ICTを活用した日本語指導や学習支援等を行うほか、学校現場で外国人児童生徒への学習支援等を行うサポーターの派遣を実施するもので、事業費は1,326万5千円である。ル「教育ICT活用促進事業」については、教員のICT活用能力の向上を図るため、授業におけるICT機器の効果的な活用方法を支援するICT支援員の配置を拡充するもので、事業費は、前年度から1,284万7千円増額し4,884万7千円となる。

(3)のへ「学びの多様性を活かした教育プログラム開発事業」については、高等学校において、発達障害の可能性のある生徒の特性に配慮した教育プログラム等の開発に取り組むほか、教員等を対象として発達障害への理解や指導力の向上を図る研修会を実施するもので、事業費は300万円である。ト「地域と連携した特別支援学校魅力化支援事業」については、特別支援学校が地域社会と連携・協働し、学校目標を実現するための学校運営協議会パイロット校を設けるほか、学校の魅力等を効果的に発信する学校活動を支援するための研修会等を実施するもので、事業費は250万円である。

次に、「目標3」(1)のロ「文化財を活用した地域活性化事業」については、令和6年の多賀城創建1300年記念事業に向け、関係機関と連携して、特別史跡多賀城跡のVRマップ等作成のための三次元測量や多賀城歴史講座、体験学習を実施し、陸奥国府多賀城への理解促進を図るもので、事業費は1,000万円である。

「目標4」(1)のロ「部活動指導員配置促進事業」については、教員の多忙化解消などを図るため、県立高等学校における部活動指導員の配置人数を19人から40人に拡充するもので、事業費は、前年度から949万9千円増額し3,854万2千円となる。

資料5ページを御覧願いたい。次に、「目標5」(1)のホ「公立夜間中学校設置支援事業」については、平成28年12月の教育機会確保法の施行により、全ての都道府県に少なくとも1校の夜間中学校を設置することが求められたため、かねてより本県と仙台市との間で協議を重ねてきたところ、仙台市が主体となって夜間中学校を開設することとなったことから、その開設費用のうち、国庫補助額や交付税措置額を除いた仙台市の実費負担額を、県が4、仙台市が6の割合で負担するもので、事業費は1,114万2千円である。

「3 債務負担行為」であるが、県立学校の屋内運動場建設工事など7件について、必要な期間及び限度額を設定するものである。

資料6ページを御覧願いたい。国の経済対策等に対応する「(2) 令和3年度2月補正予算(10号)」についてである。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、15億9,028万8千円を増額計上するものである。

「2 事業の概要」であるが、ICTを活用した遠隔教育のための無線アクセスポイントやタブレット端末等の機器整備の拡充に要する経費や、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校現場で活用する衛生資材や教材等の購入に要する経費のほか、特別支援学校におけるトイレの洋式化及び照明設備のLED化等に要する経費を計上している。

次に、予算外議案であるが、資料7ページを御覧願いたい。条例議案として、議第34号議案「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」については、正規の勤務時間以外の時間における勤務に係る人事委員会規則への委任規定を設けるものである。

知事から意見を求められた議案の内容は以上であるが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月2日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

齋藤委員

説明のあった各項目で予算が増額となっているということは、教育現場としては嬉しいことだと思う。特に、目標1(1)又の不登校等児童生徒学び支援教室充実事業に関して、学び支援コーディネーターが増員されるようなので、さらに成果が上がることを期待したい。ただ、いくつかの項目では、コーディネーターなど人材を探さなければならないものがあり、そういった人材の養成も課題になってくると思われるので、今後、配慮していただきたい。

伊東教育長

学び支援教室や学力向上など、コーディネーターやアドバイザーなどを配置する事業があると思うが、現在ほどのような状況か。

義務教育課長

コーディネーターの方々には、市町村教育委員会と学校現場や校長とをうまく繋ぐ役割として力を発揮していただいている。学力向上マネジメントアドバイザーについては、主に小中学校を退職する校長にお願いしており、学び支援コーディネーターについては、不登校児童生徒への理解や十分な指導力などをお持ちの方をとの考えから、特別支援学校の校長にお願いしている。来年度以降も同様に、そういった力のある方を探してお願いしていく予定である。

小川委員

6ページのICT教育環境整備促進事業について、今年度の補正予算分でタブレット等の整備が完了するということか。それとも来年度も引き続き整備を進めていくのか。

高校教育課長

本件については、補正予算分を全額来年度に繰り越すもので、来年度いっぱいをかけて、この金額分のタブレット端末等を整備していく予定である。

布田副教育長

タブレット端末等の整備が完了するののかということについては、生徒が使うタブレット端末等は将来に向けてBYODを目指すという方針である。ただ、導入して間もないことや保護者等の理解を得ていく必要があることに加えて、経済的に厳しい家庭もあることから、BYODで進める方針ではあるものの、県教育委員会として貸出用の端末を相当程度整備したいということで、今回、このような補正予算を組ませていただいている。仮に、生徒全員分の端末を整備しようとする、約3万6千台が必要となる。これまでも貸出用の端末として、3人に1台程度は確保してきたが、今年度の補正予算や今回の補正予算を踏まえると、生徒全体の6割程度の台数は整備できらるとう見込んでいる。それらを貸出用として活用しながら、BYODを進めていきたいと考えており、生徒全員分のタブレット端末の整備が完了するわけではない。

小川委員

貸し出しとBYODのハイブリッドで進めていくということか。

布田副教育長

各学校の状況によっても違ってくると思われる。県立学校の中には、来年度入学する1年生から生徒全員に端末を購入していただく方針の学校もある。様々な形はあるが、

貸出用の端末と生徒が購入した端末とを組み合わせることで進めていくことにはなると思われる。

伊東教育長 個々に購入した端末を持ち込むというのは、セキュリティ上難しいといったこともあるため、BYODの進め方としては、同じ規格の端末を買っていただいて利用してもらうという形である。

## 11 議事

### 第1号議案 学校教育法施行細則の一部改正について

(説明者：布田副教育長)

第1号議案について、御説明申し上げます。資料は、1ページから70ページまでである。

資料70ページを御覧願いたい。この細則では、学校教育法等の規定に基づき、障害のある児童生徒等の保護者に係る就学義務や、学校の設置・廃止の認可等の手続について定めているが、「1 改正理由」に記載のとおり、本年1月28日付けで総務部長から、県手続に関する押印の見直しについて通知があり、この方針に基づき、書面等の簡素化による利便性の向上及び事務処理の効率化を図ることを目的に、本細則に定める手続について、所要の改正を行おうとするものである。

「2 改正内容」については、別紙「様式の改正概要」を御覧願いたい。表にあるとおり、第1号から第38号まで、障害のある児童生徒等の就学、転学等に係る手続のほか、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校等に係る学校や課程の設置・廃止の認可など、多岐にわたる手続について様式を定めている。

これらのうち、表の右端「押印廃止」の欄に●を付した様式については、保護者、市町村教育委員会等に求めている押印を不要とし、押印欄を削除するものである。併せて、表の左端「様式番号」の欄に網掛けしたのものについては、学校別、用途別に利用しやすいよう、表現や体裁を整理することとしている。

資料70ページにお戻り願いたい。「3 施行日」については、原則、令和4年4月1日から施行することとしている。詳細な改正内容については、新旧対照表に記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 )

齋藤委員 時代の流れということは理解しているが、押印を廃止することで何か不都合が生じる懸念はないのか。

布田副教育長 押印廃止については、県教育委員会や宮城県だけの取組というわけではなく、全国的に進めているものである。その中で、不都合が生じているという話は聞いていないし、現時点では懸念されることもないと考えている。

齋藤委員 押印が当たり前の時代を生きてきた人間にとっては、押印が無くなることに一抹の不安を感じることもある。例えば、正本とコピーが混在するといったことがなければいいと思う。きちんとした手続を経れば、そういった心配はないということであれば安心である。

布田副教育長 これまで、例えば債権債務関係のやりとりなどは全て押印によって文書の確認をしてきた部分はある。委員御指摘のとおり、そういった部分は、事務手続の中できちんと確認をしていかなければならないと考えている。

伊東教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第3号議案 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正について

### 第4号議案 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

伊東教育長 第3号議案及び第4号議案については、内容に関連があることから一括して説明を受けることとし、その後、各号議案毎に質疑、採決を行うこととしてよろしいか。  
(委員全員に諮って) それでは、そのように進行する。

(説明者：遠藤副教育長)

第3号議案及び第4号議案について、一括して御説明申し上げます。資料は、74ページから117ページであるが、74ページの「第3号議案、第4号議案 説明資料」により御説明させていただきます。

これらの議案については、改正理由に記載のとおり、(1) 令和4年1月28日付け総務部長通知「県手続に関する押印の見直しについて」による県の方針に基づき、書面等の簡素化による利便性の向上及び事務処理の効率化を図る必要があることや、(2) 民法の改正に伴い成年年齢が引き下げられることを受け、所要の改正を行うものである。

次に、主な改正内容であるが、第3号議案については、申請者等の押印を求めている手続について、押印を不要とするとともに、「保護者」を「保護者等」の表記に改めるものである。

第4号議案については、申請者等の押印を求めている手続について、厳格な真正性の確認が必要な一部の手続を除き押印を不要とするともに、「(20歳未満)」の表記を削除するものである。また、これらの改正に併せ、所要の文言整理を行うものである。

改正の具体的な内容については、資料77ページから80ページ及び99ページから116ページの新旧対照表に記載のとおりである。

なお、これらの規則については、令和4年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

### 第3号議案 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正について

( 質 疑 )

伊 東 教 育 長 成年年齢が引き下げられることに伴い「保護者」を「保護者等」の表記に改めるとのことだが、このように改正する理由について、もう少し詳しく説明願いたい。

高 校 教 育 課 長 民法改正による成年年齢の引下げに伴い、在学中に18歳に達した生徒は、親権に服さなくなる、つまり「保護者」が不在となってしまふ。ただ、授業料等については引き続き保護者であった方に負担していただけるよう、保護者であった父母等を「保護者等」と読み替えることで、現状と変わらないようにするため、改正を行うものである。

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第4号議案 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

( 質 疑 )

(質疑なし)

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第5号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

### 第6号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

伊 東 教 育 長 第5号議案及び第6号議案については、内容に関連があることから一括して説明を受けることとし、その後、各号議案毎に質疑、採決を行うこととしてよろしいか。

(委員全員に諮って) それでは、そのように進行する。

(説明者：遠藤副教育長)

第5号議案及び第6号議案について、一括して御説明申し上げます。資料は、118ページから125ページであるが、資料121ページを御覧願いたい。第5号議案及び第6号議案については、改正理由等が同様となるので、こちらの資料により御説明申し上げます。

「1 改正の趣旨」については、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、在学中の成年到達が多くなることを見込み、在学中に成年年齢に達した生徒に係る手続について、所要の改正を行うものである。

「2 改正内容」については、誓約書について、改正後は、生徒が在学中に成年に達した場合、それま

で当該生徒の保護者であった者が、引き続き当該生徒の保証人になるときは、改めて誓約書の提出を求めないこととするものである。

「3 在学中に生徒が成年に達した場合の保証人」については、生徒が成年に達する前に保護者であった者は、学校教育法上の保護者に該当しないこととなるが、従来と同様に、引き続き保証人として取り扱うなど、適切に対応していく。

なお、4に記載のとおり、改正規則は令和4年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

#### 第5号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

( 質 疑 ) ( 質 疑 な し )

伊 東 教 育 長 ( 委 員 全 員 に 諮 っ て ) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

#### 第6号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

( 質 疑 )

齋 藤 委 員 特別支援学校の生徒の中には、成年被後見人の方もいると思うが、そういった部分との整合は図られているのか。

遠 藤 副 教 育 長 第5号議案と第6号議案については、基本的に同じ考え方に基づいており、高等学校の3年生と特別支援学校高等部の3年生において、成年年齢引き下げを踏まえた改正を行うものである。

齋 藤 委 員 本件には直接関係のないことかもしれないが、成年に達するまでは保護者がいて守られているが、成年に達して保護者がいなくなってしまうことで、社会的に一人前として扱われ、例えば一人で契約を結ぶことができるようになる。そうした場合に、成年に達した生徒たちがどのように扱われることになるのか、心配に思い質問した。

伊 東 教 育 長 この規則における保証人とは、学校との関係におけるものである。在学中に成年に達した場合に保護者がいなくなってしまうが、それまで保護者であった方を保証人として扱う中で、改めて誓約書を出していただかなくてもよくなるようにするというのが、今回の改正の趣旨である。ただ、特別支援学校の生徒の中には、一人で契約を結ぶことが不安ということもあると思う。成年後見制度との兼ね合いについては即答できかねるが、高校生を含めて、成年に達する年齢が引き下げられ、一人で契約ができるようになったという点では、生徒たちに契約の重要さなどについて教育を行っていくことが大切である。

特別支援教育課長 本件については、成年年齢の引下げに伴う学校教育法上の保護者の取扱いに関する部分での改正である。委員御指摘のように、特別支援学校において、高校を卒業するくらいの年齢になってもなかなか独立立ちすることが難しいという生徒については、福祉の分野になるが成年後見人という、保護者の代わりとなるような手続が必要となることもある。この成年後見人の制度に関する研修等については、これまでと同様に進めていくものである。

伊 東 教 育 長 ( 委 員 全 員 に 諮 っ て ) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

## 12 資料（配布のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧

(2) 令和4年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（1月末現在）

(3) 令和4年度県立中学校入学者選抜の結果について

(4) 令和4年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る出願希望調査について

13 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 〓 次回の定例会は、令和4年3月17日（木）午後2時30分から開会する。

14 閉 会 午後2時41分

令和4年3月24日

署名委員

署名委員